

【公布された条例等のあらまし】

- 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十号）
 - 一 博物館法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）
 - 一 宅地造成等規制法及び宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和五年五月二十六日から施行することとした。ただし、二については、同年四月一日から施行することとした。
- 徳島県用度事業特別会計規則の一部を改正する規則（規則第二十二号）
 - 一 特別会計に属する自動車で経営戦略部管財課に所属するもののうち貸与自動車を除いたものを、共用自動車とすることとした。
 - 二 共用自動車の運転者は、運転を終えたときは走行キロ数、給油量等を県有車両予約システムに記録しなければならないこととした。
 - 三 共用自動車及び貸与自動車の更新基準は、知事が別に定めることとした。
 - 四 保管転換することができる自動車は、五年以上使用した貸与自動車とすることとした。
 - 五 その他所要の整備を行うこととした。
 - 六 この規則は、令和五年五月一日から施行することとした。
- 徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則（規則第二十三号）
 - 一 賃借をする自動車及び軽自動車の一部について県有車両に含めることとした。
 - 二 県有車両の管理を、当該車両が配置されている課等、所又は支所等の長が行うものとするものとした。
 - 三 県有車両の使用の予約等を県有車両予約システムにより行うことに伴う所要の整備を行うこととした。
 - 四 その他所要の整理を行うこととした。
 - 五 この規則は、令和五年五月一日から施行することとした。ただし、一については、同年四月一日から施行することとした。
- 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十四号）
 - 一 博物館法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則（規則第二十五号）
 - 一 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）

- 一 金属三次元プリンタ（造形装置）等の機械器具使用料及びひずみの測定等の試験手数料の額を定めることとした。
- 二 マシニングセンターの機械器具使用料及び電子線マイクロアナライザーを使用して行う分析の分析手数料の額を改めることとした。
- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第二十七号）
 - 一 特例畜舎等以外の認定畜舎等のうち発酵槽等に係る畜舎建築利用計画の認定申請書等に添付する図書を定めることとした。
 - 二 畜舎等の敷地と道路との関係に関する特例の認定申請書の様式について所要の整理を行うこととした。
 - 三 その他所要の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。